

筑豊産炭地と「友子」

安蘇, 龍生
田川市石炭・歴史博物館

<https://doi.org/10.15017/21905>

出版情報：エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 27, pp.1-25, 2012-03-23. 九州大学附属図書館付設
記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：

【論説】筑豊産炭地と「友子」

安 蘇 龍 生

はじめに

筑豊における「友子」の存在とその同盟の在り方に関心を持った筆者は、以前、筑豊の友子について報告を行った^(註一)。本稿は、この報告以降に知見した資料等を加えて、補足と一部修正を意図するものである。

みられた。

しかし、たとえ近代化の燭光は見えても、生産機構、雇用、採掘、運搬、流通等、石炭採掘全般にわたる産業化への展開は、明治三十年代中期以降から大正初期にかかっていると思量する。

(表1)は、後年、筑豊を代表すると見なされる各炭坑が、明治三五

第一章 筑豊で「友子」を育成するという仮説

筑豊における幕末から明治三十年代中期までの石炭採掘は、例えば目尾炭坑でのイギリスから輸入したスペシャル・ポンプの試験運転成功(明治十三年十二月八日・九日)以降、筑豊の各炭坑の排水に蒸気機関が導入され(これにより年中掘りが普及、定着)、また豊国炭坑でダイナマイト使用開始(明治十八年)など、近代化へのいくつかの重要な事象は

表1 七大炭鉱業者勢力一覧表
(明治36年調査、註(二)文献より)

鉱業人	炭坑名	出炭高(佛噸)
三井鑛山合名 會社	三池	1,106,604
	田川	458,231
	山野	152,911
	計	1,717,746
三菱合資會社	高島	199,259
	鯨田	229,076
	新入	408,398
	相知	93,755
	上山田	44,503
	計	974,991
北海道炭礦鐵道 株式會社	空知	153,742
	幾春別	99,058
	幌内	214,532
	夕張	463,874
	計	931,206
貝島鑛業合名 會社	大辻	261,749
	大ノ浦	364,401
	満ノ浦	120,108
	柚木原	68,456
	計	814,714
安川敬一郎	明治	454,285
	赤池	150,287
	計	604,572
古河潤吉	勝野	348,589
	下山田	77,397
	計	425,986
麻生太吉	本洞	99,770
	藤棚	82,550
	豆田	60,741
	芳雄山内	49,730
	芳雄上三緒	75,789
	計	368,580
其他全国炭山		4,300,912
合計		10,138,707

表2 二瀬炭山の坑夫原籍地方別人数 (註三文献より)

府県別	(単位：人)										
九州地区	中国地区	四国地区	北陸・近畿地区	東海地区	関東以北						
大分県	203	山口県	28	愛媛県	167	京都府	2	三重県	1	東京	3
長崎県	39	鳥取県	4	香川県	78	滋賀県	1	岐阜県	1	栃木県	1
鹿児島県	18	島根県	59	高知県	7	和歌山県	2	静岡県	2	宮城県	2
佐賀県	119	広島県	201	徳島県	20	兵庫県	9			福島県	2
宮崎県	15	岡山県	20			奈良県	1				
熊本県	136					大阪府	1				
						石川県	3				
						富山県	5				
福岡県	1526	(うち、自宅通勤者454人)									
合計	2676	(明治40年6月現在)									

※自宅通勤者以外は炭坑住宅居住者
 ※府県別人数は高雄第一坑・同第二坑・潤野坑の合計人数

福岡県在籍者 (1526人) の郡市別 (単位：人)

北九州地区	筑豊地区	福岡地区	筑後地区		
小倉	5	嘉穂	305	福岡	18
三井	10	遠賀	16	糸島	12
京築地区		鞍手	66	早良	138
京都	15	田川	16	浮羽	25
築上	36			久留米	21
				朝倉	138
				三池	10
				筑紫	80
				山門	17
				糟屋	23
				八女	27
				宗像	33
自宅通勤 (嘉穂郡在住)	454				

年段階においては、いまだ発展途上にある状況を示している。^(註二)
 筆者は、明治三〇年代の中期にあたる時期に、かつて金銀銅山採掘で
 培われた技術と伝統的な徒弟制度を伴い、相互に扶助し合う「友子」た
 ちが、その生き方に誇りを持続しつつ、筑豊の各炭坑にやってきたと考
 える。

(表2) は『日本炭礦誌』^(註三)に記載している二瀬炭山(高雄第一坑・高

雄第二坑・潤野堅坑)の鉱夫原籍地方別表である。移動が激しい炭坑労働者の把握は大変困難で、同誌には「従来記載せし各坑の調査に見ざりし：当鉱山に限り左の一表を得たり」と特記したほどの内容である。この内容は、当時の炭坑の実態の一部をかいま見るに貴重な資料と言える。なお、理解を助けるために、(表2)で筆者は原文資料の掲載内容を府県地域別に組み替えた。概観すると、二瀬炭山では地元福岡県出身者が全体二六七六人のうち一五二六人(五七・一%)を占め、九州内他県五三〇人(一九・九%)、中国・四国地域が五二八人(二一・八%)となっており、炭坑労働者の他地域からの筑豊地域への移入の一端を見ている。中でも、広島、愛媛出身者が多いと一般に言われている傾向も裏付けている。

したがって、この時期に、中国・四国地域などの既存の鉱山地域から、新興産炭地筑豊に流れ込んだ「友子」が相当数存在すると考えられる。

(表3)は二瀬炭山における鉱夫勤続年数であるが、勤続一年未満が全体の五三・八%にのぼる。当

時の筑豊全体の炭坑の状況でも同様であるが、定着常ならずの激しい移動があったことを示す。このことについては、その傾向を示すために、後述で山本作兵衛本人の動向も例示する。当時の筑豊においては、この激しい移動の状態の中でも、「友子」養成の内的条件が維持され

表3 二瀬炭山の坑夫勤続年数 (明治40年6月調、註(三)文献より)

※明治32年創設以降8カ年間の結果

1年未満	1588人
2年未満	522人
3年未満	213人
4年未満	188人
5年未満	164人
6年未満	131人
7年未満	99人
8年未満	89人
(延べ人数2994人)	

る方策が存在したのではないかと考えられる。後述する「友子取立」の項でも触れるが、筑豊の炭坑夫が個々人として激しい移動を繰り返しているだけであれば、筑豊地域での「友子」の養成は不可能であろう。しかし、筑豊の炭坑内で「友子」取立が現実にも可能であった事例は、後述する資料の「筑前満之浦本坑交際所加藤飯場昇進取立状」（明治四二年、直方市石炭記念館所蔵）、「方城炭坑坑夫交際所伊藤飯場坑夫昇進免状」（以下、「昇進免状表」）（大正五年、田川市石炭・歴史博物館所蔵）等で確認できる。

そこで、仮説として、「激しい移動の中にあっても、親分と子分の関係を保持したまま、一緒に移動していく事例があったと想定する。

（表2）・（表3）で例示した「瀬炭山の事例のように、「友子」は大量の炭坑労働者の中にあつては、人数的にはその一部しかあたらないかもしれないが、石炭採掘現場の最先端で、採掘技術、鍛冶・大工技術を駆使して石炭採掘に貢献し、その中にあつても「友子」という後継者（弟子）の育成を目指していたと思われる。

第二章 「友子」概論

一 友子が内包する諸要素について

後述の「昇進免状表」中の記述にもある家康にまつわる伝承の当否は別にしても、「友子」制度は江戸時代に形成されて、明治時代を越えて、北海道では昭和の太平洋戦争中まで存続していたのである。

村串仁三郎氏は「友子は、大工や石工などの職人たちがもっていた仲間組織・同職組合と同じものであり、徳川時代に形成されて、ついこの

前の戦争中まで存続していた鉱夫のクラフト・ギルド的な同職組合だった」と述べている。^{（註四）}

明治後期に入ると、友子制度は鉱山業の発達を反映して非常に充実し、友子間の連絡も一定の地域内では激しくなってくる。そうした友子間の連絡が友子間の同盟という表現を生んだのであろう。そのため友子資料では、しきりに同盟という用語が使用されている。後述する筑豊関係の友子資料でも、「同盟」が一般的に使用されている。

一人前の坑夫になろうとする者は、各鉱山の技術と経験に裏打ちされた熟練の指導者に弟子入りして、親職（親分）と子職（子分）の師弟関係を結び、擬制的親子関係となり、ある期間厳しい修業を積む。この鉱夫のクラフト・ギルド的な側面については、「…これらの組織は今ひとつヤマの生産技術にかかわる重要な側面をも持っていたのである。友子の多い地域では、少年が炭鉱で働ける年令になると、まず、友子に入るための厳格な技術の修練期間を経なければならなかった。すなわち、三年三月十日という見習期間を経てはじめて兄分を持ち、さらに、あと三年三月十日の修業をつまなければ、一人前の鉱夫として友子同盟に加入することはできなかったのである。修業期間中は「新大工」とか「掘子」などと呼ばれて、鉱夫とは呼ばれなかった。友子同盟での「鉱夫（坑夫）」はきわめて格式のある呼称だったのである。

見習期間中の掘子に対する親分の指導はきわめてきびしかったようである。修業の内容は、現場の切り羽で使用する「せつとう」「たがね」「両づる」など諸道具の使い方、支柱に関する技術、炭層のみわけ方、現場のとりつけ方など一人前の鉱夫になるため、知識や技術が徹底的にたたきこまれたのである。^{（註五）}

修業に耐えた子職は他山の友子関係者たちの承認と立会の中、一人前の坑夫に認められる儀式（取立式）を経て、伝統的な形式の免状（証明書）をもらう。なお、ここでの坑夫とは、鉱山で最も専門性を要求される坑内坑夫（採鉱夫・支柱夫など）を対象としている。したがって採掘現場では、職能遂行上必然的に大工や鍛冶の仕事も駆使できるようになっている。^(註6)

坑夫取立（昇任）式で友子になると、さらに同所を故郷として勤勉に働くか、またはその取立状を携帯し他所の友子のいる鉱山に行っても受け入れられ、一宿一飯の待遇と附合料と称される食費補助金の寄付や仕事の紹介などをしてもらった。

各鉱山の友子は実際の事務所として友子交際所（箱元）を特定の飯場に設置し、選ばれた役員が交替で詰めて、友子交際に必要な会費徴収、運営、取り決めた共済規定の執行等をする。友子は所属飯場ごとに決められた会費を箱元に収めて権利を得る。したがって、他所から鉱山に登山（登飯）した友子は、様々な支援などを求めて、友子交際所（箱元）を訪問する。

後述する和田梅吉が奉願帳を持参して、日本を半周するほどの広範囲の飯場訪問が可能となり実行出来たのは、各地の鉱山に友子が存在し、友子の飯場が存在する情報が、移動激しい坑夫間の口こみなど、何らかの手段により流布・伝達されていたからであろう。

友子の組織は一種の自治的共済組合である。これを友子交際と言う。友子交際の方法は、「山中交際」と「箱元交際」の二つがある。山中交際とは、一鉱山または一飯場内の共済で、友子とその家族の病氣見舞い、死亡弔慰金の給付等をする。箱元交際は、箱元間の交際である。奉願帳

や寄付帳の交付を受けて全国の箱元を遍歴し、寄付（援助金）を求めてきた労働能力喪失等の友子に対して、各飯場ごとの内規により一定の寄付金を渡し、時には併せて個人有志の支援金も集めるように世話をしている。

二 友子同盟（旧慣による坑夫の共済団体）に関する調査。^(註7)（原文はカタカナ記述であるが、ひらがな転換と句読点は筆者）

大正八（一九一九）年に政府（農商務省鉱山局）は、初めて友子の全国調査をした。

「序言 本調査は徳川時代以来の遺風として我国鉱夫間に行はるる一種の共済組織に関するものにして昨年（大正八年）初、各鉱山に照会し其の報告を本省に於て取り纏めたるものなり。我国に於ては現在全く此種の調査を欠如せるを以て参考の為上梓せり。」

この「序言」に続いて「要領」「概念」「沿革」「友子同盟の組織」「友子同盟の作用」「本制度の利弊」など友子の全体像が分かる内容を詳細に報告している。

しかし、この調査報告中「要領の四」に「右の慣習は主として金属山及硫黄山の採鉱夫支柱夫間に行はるれども：福岡鉱務署管内の石炭山及全国の石油山には、全く行はるることなし」とあり、また「第一章 概念」のところ、「右習慣の行はるる鉱山の範囲は全国の金属山：北海道常磐地方の石炭礦の一部にして石油山九州及山口県の石炭礦には行はるる事なし」と記述している。つまりこの時の政府調査では、九州と山口県の炭鉱には友子は組織も構成員個人も存在しないことになっており、「行はるる事なし」と断定されている。（傍線は筆者。以下同様）

福岡鉱務署の調査に対する回答で「慣習として友子が行われていない」

とは、この調査時点では既に消滅していたのか、あるいは調査報告に友子の存在が見落とされてあげられなかったのか、判断ができない。

第三章 「和田梅吉奉願帳」(以下「梅吉資料」と表記)

一 「梅吉資料」の概要と所伝

「梅吉資料」は、飯塚市伊岐須の安楽寺に旧蔵されていた。^(註六) 現在その原資料は所在不明である。

田川市在住の作家林えいだい氏が、かつて別件の資料調査のために安楽寺を訪問。その時「梅吉資料」を拝借し、原資料からのコピーを一部だけ作成して同寺に返却した。この時のコピーは、後日、林氏から筑豊石炭史研究家の永末十四雄氏に提供され、永末氏は同コピーを村串仁三郎氏へ寄贈した。その際に、永末氏により控えのコピーが作成されていた。永末氏の逝去後、そのご家族から田川市立図書館に寄贈された書籍類の中に、このコピーが保管されていた。前回、筆者が「梅吉資料」を検討した報告は、^(註九) この保管コピー資料に依拠した。これを「Aコピー」とする。

そのコピーの際、林氏が表紙の写真を撮影したのが(写真1)・(写真2)である。(写真1)を見ると、「梅吉資料」は二分冊になっている。見ると写真右の資料と左の資料では、用紙の縦のサイズが異なり、右の方が長い。

前回の報告文脱稿後、九州大学記録資料館収蔵資料中に、故宮崎太郎氏の資料が寄贈されていて、その中に宮崎氏が生前原資料よりコピーしていた「梅吉資料」が三分冊で存在していることが分かった。今回は、

これを「Bコピー」として活用する。

Aコピーは、二冊の原資料全部をB4サイズでコピーしたために、(写真1)の右の分が、上下のいずれか、または両方ともに内容の一部がコピーから欠落している。しかし、頁の継ぎ目等のコピー部分の内容はきちんと確認でき見やすい。

Bコピーは、(写真1)の右の分は、一頁ずつB4サイズ用紙でコピーしているため、頁全体が収録され、原文の上下とも内容が完全に収録されたコピーになっている。ただし、頁の継ぎ目など一部に重なりが見られる部分があり、内容の一部が確認しえない部分もある。また、(写真1)の左の分はAコピー・Bコピーともに二頁ずつB4サイズ用紙で同様にコピーしている。

したがって今回の検討では、BコピーによってAコピーで欠落した二頁分の内容(梅吉が最初に筑豊を廻った時の平山炭坑の部分)を補うことができたので、今回は両コピーを比較しつつ、分析を進めた。

二 梅吉の巡回について

梅吉は友子仲間の支援により与えられた奉願帳を持参し、寄付を求めて明治三十八年十一月十三日から、約二年四ヵ月をかけた日本半周の旅

写真1



写真2



に出た。(表4)の巡回旅程
がその概要である。

巡回中は(写真2)の内容
記載例のように、奉願帳を示
して寄付を了解した訪問先で
記帳を受け、受領した金額の
上には必ず「受取」の印を押
している。対して、記帳後に
寄付が受け取れなかった場合
は、墨で消去する形をとる場
合もある。

各地の記帳の仕方は、一頁
の中に複数内容の記帳もある
が、一人で一件一頁使用という記載もあるため、枚数が費消されて不足
してくる。そこで友子の規則に則り、「綴添(つづりぞえ)」が行われた。
一回目の綴添は以下の状況である。

「右者、今般奉願帳持和田梅吉ナルモノ、本帳残数欠乏ニ付綴添工之
儀願出候ニ付、当飯場一同協議之上紙数三拾枚綴添工候間、何國諸鑛
山へ罷出候節ハ御記帳アラン事奉願候也
愛媛県宇摩郡別子鑛山新老号飯場

明治三十九年五月六日
帝国諸鑛山同盟 御中

別子鑛山
新老号
飯場之印

綴添した三〇枚の紙全部の頁の継目には右の角印を割印して、正式の
物である証明とした。

表4 和田梅吉の巡回旅程

	巡回期間	飯場等の数	寄付合計	備考
奉願帳の発行	明治38年10月23日～	3炭坑飯場・有志	68円80銭	
筑豊の炭坑等	同11月13日～39年1月19日	20炭坑飯場と1鉱山飯場	35円65銭	夏吉鑛山
福岡県内炭坑 (糟屋・三池)	39年2月7日～2月中旬	5炭坑飯場	3円35銭	三池郡四ツ山坑
九州の鉱山 (熊本・宮崎)	2月18日～3月5日	13飯場(内熊本2)	4円50銭	槇峯5・日平5飯場・金一封2人
四国(愛媛) (徳島)	3月9日～5月9日 5月12日～5月23日	36飯場 12飯場	21円70銭 2円85銭	別子銅山7飯場・同新一号飯場綴添30枚
近畿(和歌山・奈良)	5月30日～7月4日	22飯場	4円25銭	
北陸(福井・石川)	7月27日～8月24日	23飯場	6円55銭	19飯場の寄付金附合料共
甲信(岐阜・長野)	8月26日～9月21日	16飯場	6円30銭	12飯場の寄付金附合料共 8月29日岐阜県三谷鑛山綴添30枚
関東(群馬・栃木)	9月24日～10月9日	28飯場・2箱元・1坑 夫交際取扱所	28円73銭	(足尾鑛山は別途表示)
東海 (山梨・静岡・愛知)	10月29日～11月20日	12飯場・賛同商店一同	13円10銭	山梨水力電気工事7・10月五号隧道 東口竹下仲吉飯場綴添96枚・静岡1・ 愛知2
近畿(兵庫・京都)	明治40年3月10日～5月14日	45飯場	17円40銭	11月21日～3月9日空白・生野鉱山7 8月1日～30日(空白・体調異変カ) 岡山9円90銭・広島島根8円58銭 山口20円13銭・山口県金一封2人 10月25日山口県岡田鑛山綴添48枚
中国 (岡山・広島・島根・ 山口)	5月17日～11月12日	岡山42飯場・広島13 ・島根15 山口23飯場・坑夫浪人 付合1	38円61銭	
福岡県企救郡 (現小倉南区)	11月13日～11月17日	5鑛山飯場	1円53銭	含む採銅所古宮銅山
筑豊 (田川郡・嘉穂郡)	～明治41年2月25日	田川郡7炭坑・嘉穂郡 9炭坑飯場	25円35銭	古河金一封1人 (※筑豊の炭坑は別表)
総合計金額			278円87銭	内個人686人・1グループ (奉願帳作成時の立会人等25人は除く)

二回目は、明治三十九年八月二十九日、岐阜県大野郡莊川村の三谷鑛山坑夫一同（飛驒國三谷鑛山坑夫當番印・割印）で同三〇枚。三回目は、明治三十九年十月、山梨縣南都留郡禾生村字田之倉 水力電氣第五號隧道東口 竹下飯場坑夫一同 竹下仲吉代印（竹下仲吉飯場印・割印）で同九六枚。最後の四回目は、明治四十年十月二十五日、山口県佐波郡八坂村大字三谷 岡田鑛山坑夫一同（一統ノ印無之ニ付キ松原芳太郎代印）で同四八枚。

以上都合四回二〇四枚もの綴添が行われた。当初の六五枚を合わせるに合計二六九枚となり、二つ折りで五三八頁の大部となり、持ち回り中について破損して、別綴（二冊目）に分冊する事態となったようである。

（写真1）の左側の表紙は「明治四拾一年 奉願帳 第壹月廿壹日

和田梅吉」とあるが、表紙を開いた次の頁には、

「証明書 一 今般次（ママ）奉願帳上紙破損居り候ニ付、テイセイ致置候事 明治四十一年第壹月二十一日 嘉穂郡熊田村字下山田 古河炭坑 鑛夫飯場（角印）」という二冊に分冊した証明書がついている。

この証明書に続く記載内容は、前記の岡田鑛山の四回目の綴添証明書が綴じられていた。したがって、巡回の終末時期に近くなって、別綴の必要が生じたと推定される。

この梅吉資料は、奉願帳の内容が欠損することなく、全内容が残存している貴重な資料であるといえる。以下、主として筑豊の炭坑を中心とした内容について考察を進める。

三 奉願帳作成のいきさつ

「梅吉資料」は、「表紙」（写真1右）の直後、二通の「医師の診断書」があり、続いて「救助趣意」が綴られている。この「診断書」と「救助

趣意」により状況を説明する。

「和田梅吉は、奈良県吉野郡出身、明治二十六（一八九三）年二月一日、島根県鹿足郡アセリ鉾山において同盟坑夫に昇進、諸国で労働し…明治三十五（一九〇二）年十月十一日、田川郡大任炭坑で採炭中、炭塊墜落、脊柱の脱臼及び小腿骨下端の骨折、治療したが全治せず（大任炭坑医師の診断書）、明治三十八（一九〇五）年十月十二日の製鉄所二瀬出張所嘱託医の診断書では、「以後、時々膀胱カタルをおこし、明治三十八年七月五日尿痢困難となり、手術。本患者は、脊椎の脱臼により膀胱麻痺を来たし、労働により必然膀胱カタルを継発する傾向を有し、終生労働即ち身体的職業に従事し難く、本患者の疾病は将来治療の見込みなし」と診断されている。

この頃の本人は高雄二坑の友子仲間に参加している。「救助趣意」の冒頭には、以下のように梅吉の職親・職兄・梅吉本人の三名が氏名を連記し、続いて趣意書がはじまっている。

「救助趣意

廣島縣安藝國住人

職親 國原松太郎

山口縣長門國住人

職兄 中村◎吉

奈良縣吉野郡下市町百拾貳番地

子分 和田梅吉

当三拾才」

以下には、上記「奉願帳作成のいきさつ」のような経過説明が続いている。その救助趣意文は「…登山致シ候共多少ニ係ラズ應分ノ御救助ア

ラン事ヲ伏シテ奉願候也 明治三十八年十月二十三日」で終わる。

続いて、(住友経営) 忠隈炭坑立會人(三人の氏名)、(製鉄経営) 潤野炭坑立會人(三人)、當飯場立會人(七人)、世話人(二人)、止めに「福岡縣嘉穂郡二瀬村字伊岐須高雄第貳坑 交際坑夫飯場壹統」と發起飯場名を記す。続いて、三つの飯場壹統の寄付金額、立會人の寄付金額、世話人の寄付金額、個人有志(計二十五人)の金額と続いており、「救助趣意」用紙を完結している。救助趣意書に続いて寄付金を記入してもらう奉願帳の用紙を綴じ合わせ、頁の継目には「伊岐須礦・坑夫飯場・一同之印」という四角の割印を押した奉願帳を作成した。これを梅吉本人に渡した(割印は、贋作防止、訪問先での信用を得るための処置である。後日の四回の綴添の時も発行した場所を示す割印をしたことは前述した)。

この発起した三飯場と二五人の立會人・世話人・有志だけで合計六八円八〇銭を寄付している。この金額は、梅吉が死去するまでに集めた寄付金総合計二七八円八七銭の約二四・七%にもほる。

ちなみに、梅吉が所属していた明治四十年、四十一年当時の二瀬炭山の鉱夫賃金の最高・最低の平均賃金は、一日で、採炭坑夫七九銭、木工六五銭、坑内大工六一銭、鍛工六〇銭、仕繰坑夫五五銭であった。この平均は六四銭。就労中の梅吉の坑内職種をこの平均金額の六四銭とみなして、二七八円八七銭は四三五・七分分に相当する。

四 梅吉の巡回旅程について

①(表4)は、明治三十八(一九〇五)年十月二十三日の奉願帳作成より、明治四十一(一九〇八)年二月二十五日(梅吉死去の日)までの間、梅吉が巡回した各炭坑・鉱山の訪問先、行程、支援寄付内容を統計した

記録である。梅吉が訪問した最も遠い所は、栃木県である。ここには有名な足尾銅山があった。足尾銅山は梅吉が訪問した鉱山の中でも、当時最も友子の組織的支援体制が整っていた鉱山とみなされるので、別表にまとめた。

この間全体では、奉願帳作成時の二五人を含めて七一一人と一グループの個人からの寄付を別に受け、団体と個人合計の金額は二七八円八七銭にのぼる。なお、「受取」印を押した「金一封」が全体で五人おり、金額が不明であるが、個人寄付者の人数には加えている。また、上記一グループとは、山梨県南都留郡禾生村字田野倉で尾藤飯場友子一同(角印・尾藤坑夫飯場友子一統之印)二〇銭(附合料共)の頁に美濃と越中出身の二人の個人寄付者があり、その後が続いて田野倉 鳥山飯場一同十銭の寄付が記入されていて、記載の状況から独立した飯場の一つとして数えず、このグループを個人寄付扱いで処理した。また、別に一カ所、関連業者が寄付しているようであるが、団体寄付に数えた。

さらに、明治四十年十月十七日、梅吉は山口県佐波郡八坂村三谷浴野字野々井で、渡辺栄士方に宿をとっている坑夫浪人九人から四五銭の寄付を受けた。この九人は個人寄付者として数えたが、箱元交際のケースではなく、坑夫浪人が集団^(註10)でいて、梅吉援助に賛同して寄付を寄せた坑夫浪人たちである。

②また、上記巡回期間の内、奉願帳を持参した梅吉を受け入れた筑豊の炭坑飯場は、友子の交際所と比定される飯場である(表5)。(表5)のAグループは、梅吉に奉願帳を発行した炭坑飯場と関係者である。梅吉の所属した高雄第二坑飯場一統は金一五円、隣山立會の発起坑忠隈炭坑飯場一統は金五円、同じく潤野炭坑飯場一統は金四円といずれも多額

表5 「和田梅吉奉願帳」に見る筑豊地区炭坑寄付内容

○Aグループ：奉願帳発行関係

炭坑名	飯場一同・坑夫一統	個人(金額・人数)	所在地	月日
高雄第二坑	15円	32円80銭 (10人)	二瀬村伊岐須	10月23日～
		5円 (飯場立会人7人)		
		3円 (世話人2人)		
忠隈炭坑	5円	2円 (立会人3人)	穂波村忠隈	10月23日～
潤野炭坑	4円	2円 (立会人3人)	鎮西村	10月23日～
小計	24円	44円80銭 (25人)	合計(a)	68円80銭

○Bグループ：奉願帳発行直後、巡回した筑豊地区の炭坑

炭坑名	飯場一同・坑夫一統	個人(金額・人数)	所在地	月日
忠隈炭坑	30銭	11円80銭 (42人)		明治38年11月13日
潤野炭坑	10銭	6円35銭 (20人)		
平山炭坑	10銭	4円10銭 (9人)	碓井村	
熊田炭坑	15銭	10銭 (1人)	熊田村字熊ヶ畑	
第二赤地炭坑	10銭	10銭 (1人)	熊田村	
上山田モモ谷坑	10銭		熊田村上山田	
宮之浦炭坑	20銭		庄内村仁保	明治38年12月11日
鯉田炭坑第壹坑	20銭	1円 (1人)	笠松村大字鯉田	12月12日
目尾炭坑	15銭	75銭 (11人)	嘉穂郡大谷村字目尾	12月14日
明治第壹坑	20銭		頼田村	12月26日
明治第二坑	10銭		頼田村	12月27日
御徳海軍炭坑四坑	20銭	1円25銭 (6人)	鞍手郡勝野村御徳	明治39年1月
新入本坑	20銭		新入村	1月5日
新入第三坑佐々木飯場	15銭		新入村	1月6日
明治第三坑	30銭		下境村(旧日焼炭坑)	1月7日
三菱方城黒川飯場	20銭		田川郡方城村	1月8日
伊田炭坑貳号飯場	15銭	1円25銭 (7人)	伊田村	1月11日
伊田坑第壹坑	20銭	10銭 (1人)	伊田村	1月14日
三井田川本坑伊藤飯場 (右救助候也)	15銭	1円50銭 (3人)	弓削田村	1月15日
峰地炭坑	10銭	4円 (10人)	弓削田村	1月19日
小計	3円35銭	32円30銭 (112人)	合計(b)	35円65銭

○Cグループ：諸国を回って筑豊に帰着して最後に各炭坑を回り、死去するまで

炭坑名	飯場一同・坑夫一統	個人(金額・人数)	所在地	月日
方城炭坑	20銭	90銭 (8人)		
大敷新坑石飛飯場	15銭	10円40銭 (37人)		
三井伊田炭坑	20銭		伊田村	
三井本坑坑夫飯場	10銭		後藤寺町	明治40年12月29日
豊州炭坑第壹号飯場	15銭	30銭 (3人)	川崎村池尻	12月30日
豊州炭坑中本飯場	10銭		川崎村池尻	12月30日
第二峰地炭坑	15銭		添田村	12月31日
第二赤地炭坑	20銭		熊田村	明治41年1月1日
熊田炭坑所上野飯場	15銭		熊田村字熊ヶ畑	1月3日登飯
百谷炭坑	10銭		熊田村字上山田	1月4日
小谷田野炭坑山本飯場	10銭		熊田村字上山田	1月4日登飯
古川(河)炭坑	20銭	4円80銭 1人金一封 (16人)	熊田村下山田	1月5日
平山炭坑第四坑〇〇飯場	15銭	2円40銭 (7人)	碓井村	
豆田炭坑平田飯場	15銭	70銭 (6人)	桂川村	2月19日
忠隈炭坑交際所	附合料共 20銭	35銭 (4人)	穂波村	2月25日
潤野炭坑	20銭	3円 (9人)		2月25日
小計	2円50銭	22円85銭 (90人)	合計(c)	25円35銭

※総合計 (a + b + c) = 129円80銭 (+金一封) (延べ39寄付炭坑飯場・内個人寄付227人)

※明治41年2月25日和田梅吉死去(安楽寺過去帳より)

○Dグループ：(県内他地区の炭坑)

炭坑名	飯場一同・坑夫一統	個人(金額・人数)	所在地	月日
植木炭坑	15銭	1円30銭 (9人)	糟屋郡植木	明治39年2月8日
新原海軍採炭所	15銭	30銭 (5人)	須恵村字新原	
大谷炭坑	10銭	20銭 (2人)	宇美村	2月12日
四ツ山坑夫飯場	10銭	15銭 (1人)	三池郡三川村三里	2月?日
小計	50銭	1円95銭 (17人)	合計(d)	2円45銭

Aグループ：奉願帳発行時の関係炭坑の寄付状況 68円80銭

Bグループ：和田梅吉が奉願帳を持参して最初に巡回した筑豊の炭坑 35円65銭

Cグループ：和田梅吉が筑豊に帰着して死去するまで最後に巡回した炭坑 25円35銭

(合計) 129円80銭

Dグループ：Bの巡回に続いて、巡回した糟屋炭田炭坑、三池炭坑飯場。その後、熊本県に入った

※寄付総合計 278円87銭 + 金一封

(うち、筑豊炭坑合計) 129円80銭 + 金一封 (金額不明)

な寄付である。さらに、この三つの炭坑の立会人・世話人一五人で都合一二円。加えて発行時に賛同した十人の寄付金三二円八〇銭も多額である。この一〇人個々人の搬出金では五人が各四〇銭、三人が各二〇銭で合計二円六〇銭となり、後述の各飯場単位の寄付金と比較しても低い金額ではない。

ところが、その中でも（四区）藤弥三郎が三〇円という巨額金を拠出している。梅吉の寄付依頼の全旅程を見渡しても、団体（友子箱元）としても、個人及び集団でもこの金額に及ぶ高はない（忠隈炭坑四二人で一円八〇銭が三〇円に続く二番目の金額である）。藤弥三郎がどんな人物か、また何故極端な高額金を寄付したのかは全く不明である。藤の氏名の上に（四区）が記載されているが、個人単独かある集団を代表する個人名かは判別できない。こうして、Aグループは合計六八円八〇銭を拠金できたのである。

（表5）のBグループは、梅吉がいよいよ奉願帳を携えて寄付要請行動を開始した明治三十八年十一月十三日から翌年一月十九日までの間、筑豊の二〇炭坑と一鉦山を回った実績である。ここでは炭坑のみをみる。飯場一統は二〇炭坑合計で三円三五銭であるが、隣山として奉願帳発行を発起した忠隈炭坑と潤野炭坑の二坑は、さすがに個人寄付者が多く、それぞれ四二人一一円八〇銭と二〇人六円三五銭となり、二坑の個人六二人合計一八円一五銭は、Bグループの一一二人三二円三〇銭の中でも目立つ金額と言える。

なお、Bグループ二〇炭坑飯場は、発起炭坑の八幡製鉄経営の潤野炭坑飯場、住友経営の忠隈炭坑飯場、安川経営の明治炭坑飯場（三カ所）、三菱経営の新入炭坑（二カ所）・鯉田炭坑・方城炭坑各飯場、古河経営

の目尾炭坑飯場、三井経営の三井田川炭坑（三カ所）、御徳海軍炭坑、地場有力者蔵内経営の峰地炭坑飯場、平山炭坑など、政府、中央財閥系列と地場有力者経営の炭坑が訪問先として目立っている。

Cグループは、梅吉が長旅の果て、ようやくにしてたどり着いて帰ってこれた筑豊での訪問炭坑である。山口県豊浦郡の大内銅山に明治四十年十一月十二日、福岡県企救郡（現小倉南区）の柳ヶ瀬村の鉄山入りが十一月十三日である。この日は偶然にも、梅吉が明治三十八年十一月十三日に忠隈炭坑から出発して、栃木県の足尾銅山まで行き、さらに帰路各地を訪ねつつ、日本を約半周して、満二年ぶりに福岡県入りした日にあたる。

この間、明治三十九年十一月二十日、愛知県寶飯郡三谷町星越隧道西口堀川飯場坑夫一同から附合料共三〇銭の寄付を得た。翌十一月二十一日から明治四十年三月九日まで一〇九日間の空白がある。この間は何をしていたのだろうか。推測するに、飯場訪問の途次、奉願帳発行の原因たる持病の膀胱カタル、排尿障害は、腎臓の障害をさらに悪化させたはずである。入院もしくは療養のために行程を停止せざるを得なかったとみるべきであろう。

行程の記録をさらに追うと、例えば明治四十年七月三十一日、島根県藪（ママ）川郡の大黒鑛山飯場に行き坑夫一同から五銭、個人一人から五銭を寄付してもらった後、一カ月の空白がある。次は八月三十一日、同県の大森鑛山永久部坑夫一統より二〇銭、二三人の個人より一円九三銭を得ている。この後の行程を追うと、移動のために必要とは思えない、空白日が多く目につくのである。旅程をこなすうちに、少しずつ体調・病状が悪化していっていると感ぜられる。

観察をCグループに戻すと、福岡県入りした十一月十三日より一週間くらは順調に企救郡野から田川郡探銅所、十一月十七日同金川の夏吉鉄山を訪問した。その後、資料に日程が見えないが、十二月二十九日、田川郡後藤寺町の三井本坑夫飯場一同から一〇銭の寄付をもらっている。十一月十七日から十二月二十九日までの間の約四〇日間に、田川郡の方城炭坑（Bを含め二度目）、三井大藪新坑石飛飯場（初回）、三井伊田炭礦坑夫一同（前回とは別な飯場か）の三つの飯場を訪問して、寄付を都合一円八五銭もらってはいるが、この三つの炭坑の飯場を回るのには、連続三日、無理したら二日の行程の範囲である。つまり、約四〇日間もかける必要はなく、この空白は他の理由からしか考えられない。さらにCグループの記録を追うと、明治四十年十二月二十九日、三井本坑坑夫飯場。三十日豊州炭坑第壹号飯場。同日、同炭坑中本飯場。十二月三十一日、第二峰地炭坑^{（註一）}。（以上、田川郡内）

明治四十一年一月一日、熊田村の第二赤地炭坑交際所（Bグループでも訪問）。三日、熊田炭坑所上野飯場、四日、上山田百谷炭坑、上山田小谷田野炭坑山本飯場、五日、下山田古川（河）炭坑までは、Bグループで訪問した炭坑。ここまでは日程が判明している。次の平山炭坑が日程不記入。麻生経営の豆田炭坑に二月十九日訪問となっているので、古河炭坑訪問の後、一月が二五日間、二月が一八日間、合計四三日間あり、この間にわずか平山炭坑一つの訪問であるから、ここでも体調不良が顕著に出ていると見る。前述のように、この間の一月二十一日に、古河炭坑が奉願帳の綴じ直しの証明書を書き、二冊目の奉願帳が分離され残されることとなった。

そして、二月二十五日となる。自身の属した高雄第二坑とともに奉願

帳の発行や出発当初多額の寄付により心を寄せてくれた忠隈炭坑と潤野炭坑の交際所を訪れて、同日、彼は死去したのである。

梅吉の旅を振り返ると、筑豊の炭坑で事故に遭遇し、労働がかなわぬ身体となり、その筑豊の炭坑の友子仲間の救済により、奉願帳を発行してもらい、各地の友子仲間の寄付を懇願してまわった。結局、最後に出発点の高尾二坑近くまで帰着して、ついに絶命したのである。

寄付総額二七八円八七銭のうち、筑豊の炭坑合計一二九円八〇銭と金一封は、梅吉の最終の就労が筑豊の炭坑であったことを反映した、同情と支援の意識が強かったことによる多額の寄付金額ともいえる。

和田梅吉は、安楽寺の過去帳に記載されている。二年四カ月余、梅吉は綴添によりだんだんと重みを増した奉願帳を携えて各地を巡回したが、安楽寺に奉納されたこの奉願帳こそが梅吉が万感の思いで、後世に伝えた一人の炭坑労働者の重く、熱いメッセージでもあり、出会った多数の友子仲間の同情と励ましのこもった無言の遺言でもあろう。

なお、三分冊になっているBコピーの三分冊目の冒頭に、故宮崎太郎氏の自筆説明書が一枚綴じられている。参考までに転記して検討する。

法名・釋香園：和田梅吉三三才

明治四十一年二月二十一日死去

福岡県飯塚市伊岐須日鉄高尾二坑

伊岐須：安楽寺に於て葬儀

御骨等奈良県に持帰る

昭和五十年二月十四日 宮崎太郎記す

安楽寺の過去帳には「釋香園 二月廿五日 二坑 和田梅吉三三才」と記載されている。梅吉の奉願帳の最後は二月廿五日、潤野炭坑で寄付

表6 足尾銅山友子の寄付状況

足尾通洞坑夫箱元	8円73銭	明治39年	9月27日
足尾本山坑夫交際取扱所	10円		9月27日
簀子橋坑夫交際事務所	1円		9月27日
足尾銅山小滝山中一統			
小滝12号飯場一同	50銭	附合料共	9月28日
小滝11号友子一統	30銭	同上	29日
小滝6号飯場一同	30銭	同上	30日
小滝8号飯場一同	30銭	同上	10月1日
小滝7号飯場一同	30銭	同上	1日
小滝4号飯場一同	40銭	同上	1日
小滝15号飯場一同	30銭	同上	2日
小滝10号飯場一同	30銭	同上	2日
小滝3号飯場一統	30銭	同上	2日
小滝24号友子一同	30銭	同上(個人1人10銭)	2日
小滝23号飯場一同	30銭	同上	2日
小滝9号飯場一同	50銭	同上	3日
小滝5号飯場一同	30銭	同上	3日
小滝14号飯場一同	30銭	同上	3日
小滝22号一同	50銭	同上	3日
小滝第2号一同	50銭	同上	4日
小滝第21号	20銭	同上	4日
小滝19号飯場一同	25銭	同上	5日
小滝18号飯場一同	25銭	同上	5日
小滝16号坑夫一統	25銭	同上	6日
小滝20号飯場一統	20銭	同上(個人2人10銭)	6日
小滝17号飯場一統	20銭	同上	7日
小滝13号飯場一同	50銭	同上	8日
上記合計(箱元・飯場一統・個人)		27円48銭	
栃木県上都賀郡足尾町字小滝銅山山中箱元		右廻飯済証明書	9日
右廻飯済ニ相成御餞別トス	山中箱元	50銭(餞別)	
総合計		27円98銭	

金を受領している。したがって、宮崎氏の「二月二十一日死去」は誤記と考えられる。

③足尾銅山に見る救助

(表6)は、「梅吉資料」に見る限り、当時の足尾銅山での友子同盟の組織運営が、他の鉱山に比べてもきわだたて体系化し、整然と組織的に運営されていると見る内容である。

梅吉は、伊岐須を出発してから三一八日目に、最も遠方の訪問先である栃木県足尾銅山に着いた。初日の九月二十七日に「足尾本山坑夫交際取扱所」「足尾通洞坑夫箱元」「簀子橋坑夫交際事務所」を回り、合計一九円七三銭の支援金寄付を受けた。記帳の中で本山では「右願意聞届候也 明治三十九年九月二十七日」と記載、続いて「一金拾円也 右救助候也 下野國上都賀郡足尾本山坑夫交際取扱所(角印・下野足尾本山坑夫交際取扱所之印)」と記帳。他も同様な「願意聞届候」「救助候」を記している。また、二十八日「小滝山中一統 右願意之趣き聞届候也」と記帳し、十月八日まで小滝の各飯場を訪問させ、飯場ごとに寄付を出して、十月九日には「小滝銅山山中箱元」が「右回飯済証明書」とし、「廻飯済ニ相成御餞別トス」として餞別金五〇銭を寄付している。このように関係飯場を全部訪問させて、その訪問終了を証明した上で餞別をつけるというのは、梅吉の訪問先ではこの例しか見られない。また、同じ足尾銅山の他の飯場は、各飯場を訪問せずに、傘下の各飯場を代表して箱元なり交際取扱所がまとめて寄付をする方式をとっている。いずれを見てもこの振る舞いは、奉願帳の主旨をしつかりと受け止めて、整然かつ必然として救助した当時の「友子」同盟の典型例とみられる。

④三井大敷新坑の個人寄付者は三七人と人数も多数であり、この顔ぶれを子細に見ると、友子以外の人々も寄付していると思われる。

前掲の「日本の伝統的労資関係」中に、「永岡鶴蔵は、明治末年に『坑夫の生涯』という自伝のなかで、坑夫社会とくに友

子に存在する「一種云べからざる義侠心」「イザ友達のためとか兄弟分のためとかなれば火の中水の中もなんのそのと云う風の義侠心」「憐れの者、気の毒な者の為には一枚の衣服も分けてやると云う慈愛心」「義理と人情とを説いて聞かせば鬼の如き眼にやさしい涙を滴して屈辱を忍ぶ勇氣」という友子の心情を紹介している。^(註二)

この永岡が書き残した心情は、実に筑豊の川筋気質に共通する意識である。川筋気質の発露の一端ともみなせる大藪新坑の個人の寄付内容を分析してみる。梅吉は、まず豊前國企救郡柳ヶ村字新町の鉄山。同郡企救村徳力鑛山(十四日)。同郡呼野横摺鑛山交際所(十五日)。同地から陸路金辺峠を越えて田川郡入りし、採銅所古宮銅山(十六日)。田川郡金川村夏吉鑛山(十七日)。しかし、次の方城村方城炭坑、大藪新坑石飛飯場、伊田村三井伊田炭坑までは資料では日程が判別できない。次は十二月二十九日に田川郡後藤寺町三井本坑坑夫飯場一同となっている。この日程不明の間に四二日の日時があり、この間に、梅吉がどんな行動をしていたかはわからないのである。

大藪新坑石飛飯場一同の全体寄付は金一五銭である。次に個人寄付者三七人を整理してみる(出身国・苗字のみ)。なお、分類する根拠は、筆者単独の発想にすぎないことを記す。

◎(友子同盟員と見なされる者)

- ・金一円五〇銭 出雲・石飛傳藏(飯場経営者・頭、中心人物)
- ・金一円×二人＝二円 土佐・田辺。出雲・竹下清藏(竹下飯場経営)。
- ・金六〇銭 備中・西林。
- ・金五〇銭 出雲・葦。
- ・金四〇銭×五人＝二円 備後・井原。豊後・山岡。豊後・後藤。

伊予・高橋。出雲・福井。

- ・金三〇銭 讃岐・森口。
- ・金二〇銭×九人＝一円八〇銭 伊予・荒井。日向・田中。伊予・越智。伊予・三宅。伊予地夫・荒井。加賀・中山。加賀・野村。磐城・渡辺。肥後・瀬井。

◎(竹下清藏頼み・友子見習いの手子・弟子と解釈)

- ・金二〇銭 大分県住人当時大工龍坊(ママ)寄宿・宇野。
- ・金一五銭×二人＝三〇銭 備後人仕繰夫・長岡。豊後人仕繰地夫・庄野。
- ・金一〇銭×四人＝四〇銭 備後人・熊谷。出雲人炭坑仕繰夫・乙社。石見人地夫仕繰夫・廣田。出雲人・桑原。
- ・金五銭 出雲人仕繰夫・松本。

◎(友子以外の飯場労働者と解釈)

- ・金一五銭 豊前國南吉富村農・上前。
- ・金一〇銭×四人＝四〇銭 石見出身隧道地夫・竹本。
- ・金五銭×四人＝二〇銭 備後出身炭坑夫・上本。同・三上。

以上三七人・合計一〇円四〇銭(飯場一同分を加えて一〇円五五銭となり、総合計二七八円八五銭の三・八割にあたる)。

金額を見ても、個人三七人で一〇円四〇銭は、飯場頭の石飛傳藏の一円五〇銭を含めてずば抜けて高額と言える。当時、三井大藪坑は旧坑を掘り尽くして新規採炭を目指している時であり、友子以外に多数の坑夫を集めた中に、友子の石飛と竹下清藏を中心とした飯場グループが友子

以外の賛同者も巻き込んだの寄付行為に至ったとみられる。この個人寄付者たちは、困った人には援助をするのが当然という川筋気質の精神も所有していた人々であったと見る。

前述の友子の政府調査の中、「第三章第二節 交際坑夫の範囲」に「取立を受ける坑夫は、採鉱夫・支柱夫等相当技術を要する坑内を主とするも必ずしも転職を妨ぐるに非ずして、精錬夫及隧道その他土木工事の人手となるもの少なからず。故に該工事の飯場もまた友子同盟に加はるもの多しとす。尚、手子雑夫等の取立を受けざるものは、村方と称して山中限りの半交際を許され、負担もまた半額にすぎざるを普通とす。然れども近時此の慣習は必ずしも凡ての坑夫に行はれず、取立を受けず、交際をなさざる坑夫頗る多きは既述の如し」とある。大藪新坑の梅吉への多数の個人寄付者のうち、引用文傍線部にある「手子雑夫等の（友子）取立を受けざる者は、村方と称して山中限りの半交際を許された」者の範囲に入る坑夫たちであり、前記「友子以外の飯場の労働者」と見なされる人々がこれに当たると考えられる。また、ここには記載しないが、別な飯場での個人寄付者の中には、女性の名前も二、三見る。これは、その名前から判断して友子として寄付をした人の家族であろうと思われる。

⑤ 「梅吉資料」から感じること

「梅吉資料」を読み解いていくことにより、友子同盟の伝統的・自発的共済制度の典型例であると受け止めることができた。通信手段や交通手段が限定的である時代にもかかわらず、梅吉が次々と訪問する飯場は「友子」が存在する場所であったと考えるのが妥当であろう。

しかし、排尿に困難を来した労働不可の肉体の人が、長期間広範囲に

涉って寄付金を求めて、もともと人里離れた鉱山現場の飯場を目指して登山する（飯場を回る）ということが、現実には、いささか無理な事態ではなかったのだろうか。

迎える各友子の箱元と同情、共感を深くした多くの人々は、自らの将来の運命を重ねて、心底から受け入れたとは思われるが、奉願帳持参者が増えたり続いたりすれば、金銭的な負担も含めて、支援には無理が重なることになっていくのではないか。さらに、巡回する当人にとっても、旅費の負担や交通不便な山中などの現場への訪問は、苦痛を増加することも予測される。

結局、この伝統的な共済制度は、産炭地筑豊においては、技術取得の利便はある限定的な短期間にはあっても、西欧からの近代的採掘技術の導入や長壁式採掘方式の導入などが進行していけば、技術者、技能者である「友子」は、現場での立場を弱くしていったであろう。一方で整備されはじめた会社の共済、共愛会等の救済制度の発達もあり、少しずつ崩壊、終焉の方向に向かったのではないかと思われる。

第三章 五つの友子取立状の概要（年代順）

一 「告示」について

直方市石炭記念館所蔵。明治四十二（一九〇九）年六月十三日、筑前満之浦本坑交際所加藤飯場一統発行の五人の坑夫への昇進取立状（サイズ・本体長三二三^サ、幅二三^サ、毛筆直筆・和紙七枚綴、継目の裏は立会人の朱印が一五人乃至一六人押印している。軸仕立て、芯一三^ミ、軸巻頭紙二五^サ）。

この「告示」は、発行飯場も立会飯場もすべて貝島太助が経営する炭坑の飯場であり、しかも、発行者に満之浦礦業所（角印・満之浦人事係之印章）が満之浦本坑鑛夫一統（角印・筑前満之浦本坑交際所加藤飯場之印）と並んで「大日本帝国諸鑛山友子」御中に発している。つまり、友子の取立に会社経営側が承認、奨励していると考えられる。

貝島太助は、明治初年の炭坑経営失敗以来、何度か浮沈の後、井上馨の後援・支援を得て、日清、日露戦争による戦争景気などの炭界好況の波にも乗り、明治四十二年当時は筑豊を代表する炭坑経営者となっていた。そして何よりも強いのは、自分自身が炭坑労働者の現場経験を多く積み、さらに頭領としても豊富な経験を重ねて炭坑現場に精通し、必要な人材確保には、意欲的、先進的な体験と見識をもっていたということである。この「告示」を見ると、友子仲間の取立という意義のみならず、経営者貝島太助の友子への評価と期待を含めた、人材確保の意欲と姿勢がある程度働いていたのではとかがえるのである。

二「坑夫免状」について

故宮崎太郎氏収集、九州大学記録図書館所蔵。明治四十五（一九一二年）二月十日、嘉穂郡穂波村 忠隈炭坑坑夫巷統発行の六人への坑夫昇任・免状付与（サイズはコピー資料のため、正確には不明。長約二八七センチ、幅一九センチ。毛筆。巻物）。この免状は、和田梅吉への奉願帳発行の際、隣山立会となった忠隈炭坑坑夫一同が発行人となり、潤野炭坑立会人（十人）と豆田炭坑立会人（八人）の隣山立会のもと、忠隈炭坑の鍛冶立会人、飯場立会人（六人）、中老立会人（六人）、義媒人（六人）、都合三七人と親分（六人）・兄分（六人）で、六人の子分を坑夫取立した免状である。

忠隈炭坑は、梅吉の奉願帳発行の十月二十三日、立会人三人、十一月十三日の訪問では、個人寄付者四二人が記名している。これらの状況から、筑豊地域では、友子所在炭坑としては代表的な炭坑であったといえる。

三「坑夫昇進免状表」について

岩橋弘氏寄贈、田川市石炭・歴史博物館所蔵。大正五（一九一六年）八月十五日、田川郡方城炭坑坑夫交際所伊藤飯場（角印・方城炭坑・坑夫交際所伊藤飯場一統印）発行の五人への鑛山坑夫の名義授与、昇進免状（サイズ・長三二六センチ、幅二〇センチ。毛筆直筆・和紙五枚綴、継目の裏は立会人の印判九人乃至一三人が押印）。

この取立状は、方城炭坑坑夫交際所伊藤飯場が隣山立会に当時豊前地区を代表する銅山である吉原鑛山友子七人を立てて、「諸國鑛山工事同盟（友子同盟と同意）御中」宛てに発行している。

四「免状目録」について

田川市立図書館所蔵。大正七（一九一八年）年六月二十五日、企救郡東谷村（現 小倉南区）呼野、田中鑛山株式会社旭鑛山事務所（前述の「告示」の貝島と同様、経営側が取立に同意、連名している）と旭鑛山坑夫巷統発行の七人の坑夫昇進の免状（サイズ・長四一センチ、幅一八・七センチ。毛筆直筆・薄手の和紙九枚綴、継目の裏は立会人一人乃至一四人の押印。同資料の頭部分の「免除目録」文字の上下が破損）。

この取立状は、豊前地区の銅山旭鑛山事務所と同坑夫一統が吉原・蒲生・横鶴鑛山の友子たちを隣山立会人として、「諸鑛山諸工事同盟御中」宛てに発行している。内容的には炭坑と直接関連がないようであるが、前述の方城炭坑の取立の立会人は、吉原鑛山から七人來ている。この時

期の吉原鑛山は、豊前地区内の鑛山の中核として、多数の友子が所在していたと考えられる。

なお、「福岡鑛務署管内 鑛區一覽」によれば、吉原鑛山は当時豊前地区で唯一重要鑛山の指定を受けていた。吉原鑛山の友子が方城炭坑の取立立会をした大正五年は年産銅一三万二〇〇斤、旭鑛山の取立立会をした大正七年は年産銅八万四一四六斤の産額である。なお、大正九年以降は重要鑛山の指定はない。

五「坑夫昇進免状」について

田川市在住黒田一美氏寄贈、田川市石炭・歴史博物館所蔵。大正三(一九一四)年六月十日、伯耆国(現 鳥取県) 日野邑、若松鑛山(角印・若松鑛山近藤鑛業所)・坑夫一同(同一朱印) 発行の三人の坑夫の昇進免状である。職子(子分) 備後出身黒田長太郎外二名の坑夫取立免状(サイズ・長四一六^{センチ}、幅一八・五^{センチ}。毛筆直筆。和紙九枚継、継目の裏は若松鑛山近藤鑛業所の角印と坑夫一同の角印、立会人十人の押印)。この職子三人の兄分は、備中出身の藤原源太郎ただ一人である。この免状は、親分は備中二人、伯耆一人、子分は備後、備中、出雲各一人、浪人立会は安芸一人、客人立会は備中一人、隣山(大盛鑛山)立会は備後二人、鍛冶屋立会は伯耆一人、当飯場立会は伯耆一人、義媒人は出雲の人である。出身を見ると、いずれも若松鑛山の近隣地域の人々である。

一美氏の説明によると、長太郎は昭和二十七年に逝去するまで、三井伊田坑をはじめ筑豊各地の炭坑で働き、主として採掘現場の発破担当等をしていたと言う。

この「坑夫昇進免状」は、他国で坑夫となり、友子として各地を経て、

筑豊の炭坑で働いた内容で、その点では和田梅吉と同様な行動をした人物と言える。このように他地区で友子として昇進した人々が、筑豊に来て各炭坑で活躍した事例は多いはずである。後述する山本作兵衛の炭坑記録画にも、それを示唆する複数の描写が見られる。

いずれにしても、梅吉資料を含めて、以上の友子関連資料を通して見ても、明治時代末から大正中中期にかけての筑豊の各炭坑、鉾山には各地の鑛山より友子たちが多数入ってきて、それぞれ連携をしつつ、友子同盟を形成していたことが窺えるのである。

第四章 「坑夫昇進免状表」(以下、免状表)の内容について

前章三で概要を記したが、筆者が今回「友子」の検討に入るきっかけとなった岩橋弘氏より寄贈された当該資料について、詳細な記述をする。

①免状表の内容

原文を一部書き下し文にして記載する。ここでは漢字の内容や句読点、意味等に若干の補足が必要と判断したので、各行末を「」で受けて、文中での読み方を、例えば文頭にある「夫」は(それ)を記したり欠字については適字を加えた。

「夫(それ)冠髻(かんしゅう)ヲ討平(うちたいらげ)、国家ヲ依持(いじ)ス」国運ノ消長ハ、元帥ノ知謀ト兵ノ力ノ盛衰ニ有リ、亦、国ヲ富ミ家ヲ利スルノ道ハ、財蓄ニ始マル、財ヲ貯儲(ちよしよ)スルノ基本タルヤ、産物ヲ増殖シテ適價ヲ得ルニ出(い)ズ、其(その)産品之盛衰トナルハ、製造人ノ就鍊ト注意ニ関セスシテ何ゾ他ニ有ランヤ」就中、鉷業之盛衰ニ於テ、唯タ(ただ)鉷脈ノ善惡ノミ

ヲ論ジテ可ナランヤ、否ナ(いな)「採主(坑主の意味)ノ注意ト坑夫ノ勤勉ニ」関係セント言ヲ得ンヤ、故ニ我輩「同盟ノ有志者ヲ大イニ募(り)、至微ナリト」雖ドモ、今日、開化文明ノ世ニ遭遇「セシ、義務ニ報ント、茲(ここ)ニ青年壯(勇ナル者ヲ撰(選と同じ)挙シテ、以テ職親トナリ」職子トナリ、共ニ戮力(りくりよく力を合わせる)勉励、以テ鑛「業ノ盛大ナラン事希望スルハ是我ガ」社會ノ基調(もとい)ナリ。其ノ実タルヤ昔「古神武帝ノ御宇、御藏ノ」財ヲ採出シタル附(とき)、外財方ト御「仰セラレ、且、官從四位少將ニ叙セラレ、其後一季(いっとき)中絶シタルト雖ドモ」中世以降ニ至リ、亦東照宮「家康公ヨリ、其ノ職務ノ貴重」タル事ヲ下仰セラレ、苗字帯刀御「免ノ特權ヲ與(与)ヘラレ、其證(証あかし)タルヤ元」和武年(一六一六年)參月拾壹日、東照宮「家康公、大坂御陣所ニ於テ、本」多小輔ニ命ジ、駿河国日蔭澤(ひかげさわ)明石明五郎迄(ママ)テ特權ヲ「下仰セラレタリ、古今(を)通ジ其職業ノ」魅(ほまれ)タルニ非ズヤ、然ルニ四方諸君ノ「其厚儀愛情ヲ推考セズシテ」唯ダ戯奢(ぎしゃ)而已(のみ)ト誹言(ひげん)セラレルヲ「痛情嘆涙ニ堪ズ、聊カ是ヲ」補修センガ為ニ、茲ニ謹言ス。

親分 石見産 田原亀太郎 (印)
 兄分 筑後産 山口 廉造 (印)
 子分 筑後産 岩橋 吾市
 親分 長州産 堀野 菊造 (印)
 兄分 讃岐産 近藤 一 (印)
 子分 筑前産 高橋 栄
 親分 出雲産 富田嘉一郎 (印)

兄分 肥前産 高木 大吉 (印)
 子分 筑後産 森 卯太郎
 親分 伊与産 伊藤三五郎 (印)
 兄分 大和産 竹松 雀松 (印)
 子分 豊後産 工藤 甚平
 親分 備中産 鏡原和三郎 (印)
 兄分 備中産 佐々木柳三郎 (印)
 子分 筑後産 高倉要太郎
 浪人立會

伊与産 伊藤 文市 (印)
 客人立會

伊与産 真鍋 柳平 (印)
 摂津産 松本弥太郎 (印)
 吉原鑛山立會

備中産 川上 金作 (印)
 伊与産 岡部 音吉 (印)
 備後産 後藤 與助 (印)
 芸州産 清水 為吉 (印)
 備後産 藤村喜太治 (印)
 豊前産 福江 円治 (印)
 豊前産 上村 芳夫 (印)
 當坑鍛冶立會 松本廉太郎 (印)
 飯場立會
 伊与産 盛田 幸吉 (印)

伊与産 出野岩太郎 (印)
 伊与産 高木 石造 (印)
 伊与産 木ノ下利吉 (印)
 伊与産 久門 宗平 (印)
 但馬産 片山 一郎 (印)
 伊与産 鎌田三五郎 (印)
 大和産 竹谷 政夫 (印)
 伊与産 岡 弥八 (印)
 備中産 平田和太郎 (印)

中老立會

伊子産 鈴木春太郎 (印)
 対馬産 鎌田 善一 (印)
 豊後産 坪根 栄松 (印)
 備後産 渡辺弥三郎 (印)
 石見産 香川 勝隆 (印)
 豊後産 三浦 次夫 (印)
 備後産 宮庄亀太郎 (印)

義媒人

備中産 小川範一郎 (印)
 備前産 福嶋近太郎 (印)
 摂津産 乾 安吉 (印)
 日向産 牧野 軍造 (印)
 長門産 山根 多助 (印)

前書之通(り)、茲ニ「統集會決議」之(の)上、本日鑛山坑夫ノ名義授

與ス、然(しか)ル上者(は)、職務勉勵スルハ勿(論)、同盟之義務ヲ全(まっとう)スルニ毫モ職名「ヲ汚シ、耻ムル事勿レ(ことなかれ)、曰ク、人之故郷ヲ思イ、其生タル恩義ヲ思ヒ外ナラズ、然」ニ、汝等其職ニ當(当り)、其生地ハ即チ當「坑ナリ、故ニ當坑立會之諸氏ノ」恩義忘却スル事無層「層勉」勵シ、以テ国家ノ隆盛ヲ計リ、降リテ(くだりて)「自己ノ繁榮(を)計ル事ヲ努ムベシ」親山、年間ハ無論、永久ニ親「子義兄ノ親情ト同盟ノ義ノ」深厚ナル事ヲ附言ス「右之通(り)、昇進為致(いたさせ)候ニ付、其」後ハ諸国同盟諸氏之厚「イ御引立ヲ蒙リ度(こうむりたく)其段奉」願上候也

大正五年八月拾五日

福岡縣

田川郡 方城坑

伊藤飯場(角印)

方城坑	坑夫交際所
炭城	伊藤飯場
坑	一統印

諸国鑛山工事

同盟御中

文中に傍線を施した部分は、友子同盟の性格や坑夫取立の意義、共同体意識と連帯の意識など、坑夫昇進者への心がけ指導も含めた内容である。

②「免状表」について

この「免状表」を当館へ寄贈された岩橋弘氏は、本章①に記載した五組の親分・兄分・子分の最初に記載されている岩橋吾市の甥にあたる。弘氏(昭和十三年十一月生、七四歳)よりの聴き取りによる情報を記載

する。

「免状表」は保存状況は良好で、乾燥し虫害に耐えられる桐箱に納められていた。弘氏の父親を経て弘氏が継承し保管していた。弘氏の父は吾市の弟にあたり、父も旧穂波町にあった平恒炭坑に勤務していた。炭坑勤務の経験があった人の手で大切に保管されていて、その子に伝承されていたことになる。

吾市は、明治二十七（一八九四）年六月十八日、筑後の浮羽町で生まれた。二三歳の時、方城炭坑で坑夫に昇進した。同炭坑では、大正三（一九一四）年十二月十五日前九時四〇分頃、ガス爆発が発生。死者は史上最大の六六七名。大正四年九月下旬までに全死体収容。この死者数は「方城炭坑罹災者招魂之碑」による公式数であるが、研究者によっては死者は一千名にのぼるとされている。例えば、母親が同伴していた赤ん坊などは人数としては不明に入る。「免状表」の坑夫取立は、この大災害の後遺症が残る時期であること、また、隣山立会が位置的には同じ豊前地方とはいえ、方城炭坑とは福智山系の真反対にある、当時豊前地方で最大の銅山であった吉原鑛山の七名の友子であることも、急遽質の高い技術者を集める必要により、友子関係者の確保の意識が強く作用していたのではと推測される。

吾市は坑夫昇進後、何年間か水力発電所の水道の補修等をした。これは鑛山現場のみならず、諸工事（隧道工事等）の現場にも友子の活動の場があったことから、首肯できる。

③「免状表」の構成等について

ここでは「免状表」の構成と、それに関連して前章で既述した他の四つの取立資料とも比較検討したい。まず、免状表の経緯主旨を説明した

文面であるが、大勢としては北海道や東北でも見られる家康伝承から流れる鉱山開発の重要性と友子の意義を説く内容である。全国に散在している友子が所持している、いわゆる取立状（免状表）は、写しとられつつ拡散したであろうから、同一の傾向が多いと考えられる。

これに対して、「告示」・「免状目録」は、明治二十五年六月一日の明治政府の鑛業条例発布を受けて、「地中の有鑛物を採掘する職務なれば其同盟職工を要せざる不可（告示）」というような主旨により、「吾人労働者タル坑夫ト雖モ該条例ノ支配ヲ受クルノ光荣ニ浴シ安全堅固ナル職業ト謂ハサル可カラス（免状目録）」と近代的な国家建設にも貢献することができるといふ友子坑夫の意義付けを展開している。いずれにしても友子同盟は、国家経済・工業を建設する基本になるといふ自負の中で、取立（昇進）を図る意識構造となっている。

上記二つの「友子」制度そのものの歴史的な意義付けと現在社会での存在意義を強調する内容とは異なり、友子仲間の相互交誼を強調しているのが、明治四十五年の忠隈炭坑の「坑夫免状」である。全文（前文・後文）は短いので、引用紹介する。

（前文）「（一）同志ト謀リ左ノ諸子ヲシテ坑夫ノ列ニ加フ、此ノ列ニ加ハル者ハ能ク職親職兄ノ教訓ヲ遵守シ、同盟諸士ニ交誼ヲ厚シ業務ニ勩励シ就中（なかんずく）議媒立會ノ諸士ニ報恩ノ道ヲ誤ルナク、其職任ヲ完フセン事ヲ希望シテ已マズ、今諸子ニ免状ヲ付與スルニ一言茲（一）ニ訓示スル者ノ也」。

（後文）「前記人名ノ者、今般坑夫ニ取立候間、爾後御交際被降（くだされ）度、此段及御依頼候也」

後文は他の取立状とも共通する、各地の友子同盟に「交際」のお願い

の挨拶である。

さて、上記のいわゆる「取立状」は、明治四十二（一九〇九）年六月から大正七（一九一八）年六月の十年間の時空に入る。この時空は、日本の近代化と筑豊産炭地が、あいまって隆盛した時期ともかさなっている。此の時期の筑豊での特徴とは断定はできないが、「取立状」の構成は、以下の如く全く同一な記載順である。

- ・「取立状」のタイトル（それぞれ表記は異なる）
 - ・趣意書（主旨は前記のように三通りある）
 - ・親分（親職）・兄分（兄職）・子分（子職）の取立対象者の人数分名簿（子分・子職が坑夫昇進当事者）
 - ・浪人立會（職を求めて登山する友子）
 - ・客人立會（他山に職を有し取立式や奉願帳作成に立會う）
 - ・隣山立會（取立式に出席し承認と立会人になる。複数の鉱山より立會）
 - ・鍛冶立會（取立する鉱山の技術職人を代表する立會人）
 - ・当飯場立會（飯場代表）
 - ・中老立會（その飯場で長老格になる友子）
 - ・義媒人（その飯場の取立式の世話人）
 - ・同盟各位への取立者の引立を要請する文面
 - ・発行者（所）（角印）
 - ・年月日
 - ・宛先（各国 諸鉱山（友子） 同盟御中）
- ④筑豊での坑夫取立（昇進）の資料に見る出身地

表7 筑豊での坑夫(昇進)の資料に見る出身地

	A	B	C	D	E
伊予	3	11	21	12	26
阿波		4	1		1
讃岐		1	2	1	
土佐			1		
長州	3			2	2
石見	4	8	1	2	3
出雲	1		1		1
丹後			1		
備前		1	5	5	6
備中	1			1	3
備後		1	3	4	
紀伊			1		
芸州	2	1	1	1	1
但馬			1	1	
加賀			1		
越後	1				
播磨	1		1		
摂津		1	1	2	
美作	1	1	1		
大和	1	1		2	
東京府			1		
筑前		1		1	1
筑後	2	2		5	
肥前			1	4	3
肥後			1	1	
豊後		1	5	3	1
日向			6	1	2
肥後					1
対馬				1	
不明			1		
(不記入)	(8)				

A：「梅吉資料(明治38年)」、B：「告示(明治42年)」、
C：「坑夫免状(明治45年)」、D：「昇進免状表(大正5年)」、E：「免状 目録 (大正7年)」

※A：「梅吉資料」の対象者は奉願帳作成時のみ

(表7)は、筑豊の友子取立資料にみる、出身国別の一覧表である。筑豊地区にどれくらいの人数の友子が来たのかについては、確実な資料は存在しない。上記の五つの資料の出身国別の数値は、伊予(愛媛県)出身者が、どの資料でも人数が断然多い。また、石見、備中がこれに続くが、いずれも有力鉱山の所在地であった。

次の項で記述する山本作兵衛もそのことに関心を持って、炭坑記録画で述べている。とりわけ筑豊にとっては、近隣である伊予(愛媛県)の鉱山よりの伝来は、迎える側はその技術への期待度から、来る側は炭坑での高い賃稼ぎが期待できたこと等で、他地区よりも多数にのぼったと考えられる。

第五章 山本作兵衛の見た「友子」

①山本作兵衛は友子についての目撃体験を、炭坑記録画に複数描いている。この記録画の内容とも関係しているのが、前述の坑夫（炭坑労働者）の移動が激しいことを示す具体的な一例として、山本の遍歴をみる。

山本作兵衛は、明治三十二（一八九九）年、七歳の時、石炭の鉄道輸送開始に伴って仕事量の減りつつあった川船船頭の職を捨てた父に連れられ、一家で上三緒炭坑に移住した。この頃から、兄と共に炭坑の仕事を手伝うようになった。以後は、当時の炭坑労働者と同様にめまぐるしく仕事場の変転をしている。

九歳の年、一家で忠隈坑に移る。一カ月で南尾坑に転坑。（明治三十五年）十歳、一家で豆田坑、上三緒坑に転坑。（明治三十七年）一二歳、二月・山野坑、四月・南尾坑、五月・山内坑へ。六月・鶴嘴鍛冶に弟子入り。（明治三十九年）一四歳、四月・鶴嘴鍛冶を離れる。六月・山内坑に父や兄と共に入坑、坑夫の後山としてスラをひく。（この歳より、炭坑労働者として働きはじめた）

（明治四十一年）一六歳、山内坑で先山となる。この年、単身で古河下山田坑、金剛坑、長谷坑、綱分坑で採炭夫として働く。（明治四十二年）一七歳、父の病気で山内坑に戻り、先山となる。（明治四十四年）一九歳、一家で上三緒坑に転坑、父が納屋頭になる。（明治四十五年・大正元年）二〇歳、五月・難聴などの理由で徴兵を免除される。十一月・九州鉄道管理局小倉工場に鍛冶工見習として就職。（大正四年）二三歳、一月・小倉工場を退職。三月・八幡製鉄所工作課に鍛冶工として就職、六日間

で退職。上三緒坑の親元に戻り、仕練夫となる。（大正五年）二四歳、三月・麻生赤坂炭坑で機械鍛冶工となる。（大正六年）二五歳、神之浦炭坑に転坑、鍛冶工となる。五月・上三緒坑に転坑、坑外修繕方の後山となる。八月・綱分炭坑に転坑、火夫や鍛冶工。十一月・山内炭坑に転坑、鍛冶工となる。（大正七年）二六歳、七月・椋本坑、鍛冶工の横座。八月・飯塚坑大徳三尺二坑に転坑、鍛冶工の横座。九月・山内坑職長の招きで、山内坑で鍛冶工となる。（大正十一年）三〇歳、二月・製鉄所二瀬中央坑に転坑、鍛冶工。六月・山内坑、鍛冶工の横座。十一月・赤坂坑、採炭夫。十二月・製鉄所二瀬出張所稲築坑に転坑、鍛冶工。（昭和十五年）四八歳、九月・日鉄（昭和九年より日鉄）二瀬出張所稲築坑を退職。田川郡猪位金村（現田川市）の長尾鉱業所位登炭坑に転坑、採炭係となる。（昭和三十年）六三歳、一月・位登炭坑閉山により解雇。同坑資材警備員。（昭和三十二年）六五歳、二月・弓削田長尾本事務所の宿直警備員となる。（昭和三十九年）七一歳、長尾本事務所を退職。（傍線部は山内坑に勤務していたとき）（註一七）

作兵衛の炭坑体験と仕事内容の概略を記したが、彼の五〇年以上にのぼる炭坑での労働は、多様にして経験豊富であることが伝わるのはいままでもなく、上記の略歴を見ても、特に採炭現場と鍛冶工の経験が多い。その経験と記憶、自己のこまめな記録や日記にしたがって描く、彼の炭坑記録画とその説明が極めて正確であり、優れているゆえんである。

②その中で、一枚の彩色画に「明治中期 マイト孔クリ」の場面と「天井切上げ」の場面がある。説明文は「ノミはチクサ鋼五分八角 貢岩用は六分八角、ノミ先は貢（膠）岩用はハマグリ形 軟質（炭孔）はイチノジ形を使う。S坑（※麻生山内坑）には伊与の銅山から多人数移動し

ており一部のナヤを金山（カナヤマ）と称へていた。金山坑夫はノミ先も自分で焼き直し、セツトウも巧みに使う。断層切貫きなど得意であった。又行状もよ（く）規律正しくイレズミなどいれている人も少なく、互助組合（ツクツテ）組織していた。ノミのくり粉を掻き出すのをキュウレンと言う。「天井切上げ あげあなくり これは特に熟練者、強打せねば孔は進行せず 一ツ打はずすと左の指は五本位じゃ足らぬ。」「伊豫の銅山 かね吹く音は きこえますます 松山に〜 ゴットンゴットン」とあり、筆者が絵画中の説明文に施した傍線部は、まさに「友子」たちの仕事ぶりや互助活動、技量伝承者という誇りを伴う生活規律（例えばイレズミをしない）などを活写している。

また、別の墨画には「むかしのヤマの人々4」として「マイト孔くり」（中略）何分ヤマの作業中、石刀（セツトウ）を一人前に使うには相当の熟練がいる。：S坑（※麻生山内坑）には伊豫の銅山で生長した金山坑夫が数名おり、一部住宅を金山と称していた。この人たちは断層切貫きなどやっていたが、巧者な仕事振りであった。ノミも自分で焼直す腕前であり、又行状も良く、当時でも互助組合を作り、同僚の友愛親和に努めていた。従ってヤマも平和であった。（図1）と書いている。

この二枚の説明内容には、重複もあるが、少し異なるところもあるので、あえて引用した。作兵衛が説明しているように、当時、至極当たり前と見られていた「イレズミ」を入れていないこともきちんと描き分けられているのである。筑豊の炭坑地帯で働き、生き抜くためには必要だとされ、炭坑の男（一部女性も入れた記録はある）の象徴が「イレズミ」であったのに、それすら受け入れずに、互助組織（友子同盟）の規範を持ち、自らの技量で働いたことは、特筆すべきであろう。ただし、作兵衛は絵

図1

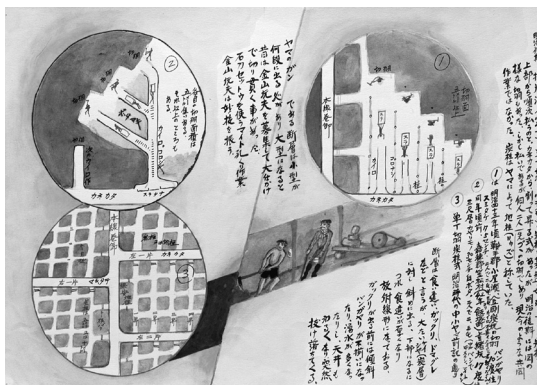


画の中、「金山坑夫」と表記した図柄でも「イレズミ」を入れた絵画も残している。この画に出ている坑夫の諸道具は、第二章の「で触れた友子の修業で使いこなせるようになった事例でもある。

前述の彩色画中には「明治中期」とあり、「マイト孔くり」、「S坑（麻生山内坑は明治二四年開坑）」のことである。ここでの「明治中期」とは上記の作兵衛本人の職歴と体験による観察の内容からみて、明治三七年・二二歳から明治四十一年・一六歳の間の山内坑で労働した時期の体験記憶の描写と考えられる。

また作兵衛は、明治後期の小ヤマの三つのケースの採炭法を図と文章で説明している。その図の中心に「断層は食い違い、ガツクリ、ドマガレなどと言うが、大たいケイシヤ（炭層）に対し、斜めに出る。下部になるにつれ食違いが厚くなり放射線形になっておる。ガツクリが出る前には傾斜パンガヤリが不揃いになったり、湧水が多くなったりし、天井もわるくなり突然抜け落ちてくる。」と説明し、画面の中央部に断層を示す構図にして、「ヤマのガンである断層は小型が何段に出る処があり、大型になると昔は金山坑夫を募集して大仕かけで切り貫く事があった。セツトウを使うマイト孔くり作業、金山坑夫は妙技を振う」を記してい

図2



る。この説明によれば、現場で金山坑夫の技量がどうしても必要な時は、「募集して」(依頼するとか頼み込むとか、引き抜くなどの手段で)金山坑夫(友子)に断層対策をしてもらう事があったと記す(図2)。

なお、筑豊産炭地にいつごろから、どのようにして友子ないしその集団が到来したかについては、今後の検討課題である。

第六章 友子制度の利益と弊害

前述した政府の初の友子調査の中で、「本制度の利弊」という鉱業経営者側の報告の要点を記す。

一 友子制度の利点として

①不完全ながら一個の共済団体である。しかも、一定の金額を支出するにとどまらず、一身の事情をかえりみて、個人的な寄付行為が多く伴うといった救援が伸縮自在である。これにより、危険な職業に従事する坑夫に物質的保障と精神的慰安を与え、安んじて生業に服すことができる。

②浪客交際は坑夫間の融通和合を計り、坑夫の需給を調節し、坑夫に失職の危惧を少なくしている。

③本制度は情誼を基礎とし、平素の交誼をもつて救済の一条件とする。規約においても職務の忠実を誓い、乱行(大酒喧嘩)や背信行為を戒め、以て坑夫の品性の向上に益がある。

例えば、奉願帳や寄付帳持参者の遍歴は一人一山につき一回を原則とする。その登山する本人の心得書の例では、

一、品行方正であること

一、賭博または類似の場所に立ち寄らないこと

一、節儉を旨とするにより、料理店等に於いて遊興をしない事。並びに途中宿泊の場合に旅籠は普通料金以内の範囲たる事

一、酒量はなるべく過ぎざる事

一、喧嘩口論などしないこと

などが示されている。

二 友子同盟の弊害について

①友子同盟を共済団体として見るときは、その共済の方法は著しく不合理にして、不経済、負担過重にして、効果薄弱、到底時勢に適合しない。

ア 例えば、寄付帳の如き、数十里の山道を踏み、鉱山交際所を訪い、僅少の救済金を得て、又他の鉱山に向かう。壮健なる者にすら困難なる所を労働能力喪失者を以てかかる難旅行をなすは、療養と、決して希望すべき所にあらざるのみならず、得たる金銭は路銀に足らざる事多し。その状況はいたずらに乞食(※当時の表記のまま引用した)を養成するが如し。

しかるに友子のこれがためにする負担は相当大にして、殊に送り奉願帳の場合において然りとす。これが為に、近時連合交際所になり、負担額は軽くなりたるも、益々其の効果を失えり。

イ 死亡者遺族に対する白米給与の如き、葬式手伝い、浪客接待の如き共済方法としては不経済のそしりを免れず。

② 浪客交際及び寄付帳・奉願帳の制度は、いわゆる飯場渡りなるものを生ぜしめ、坑夫の浮浪性を増大す。

③ 友子同盟の為にする協議会・大会・打ち合せ会等の会合は、彼等の飲酒癖を増大し、出勤率を減ずるのみならず、ややもすれば同盟罷工及び紛擾の原因となる。

④ 鉱夫労役扶助規則がなり、鉱山共済組合が発達せる今日、なお彼等の共済あるは保護厚きに失し、貯蓄心を妨げ、依頼心を増大する。

筆者は、前述のように「梅吉資料」の日程をかなり注目して見てきた。梅吉が奉願帳を持参して、はるばる栃木県の足尾銅山まで出かけて、ようやく筑豊に帰着して死去した時期は、梅吉が所属していた二瀬炭山全体で「共済義會」の会則と規約ができ、逐次実行に移される段階であった。つまり、本章の二の④の主旨を含む会社をあげての体制づくりの段階と重なっている。

梅吉自身の状況から言えば、本章の一の①③と二の①アの指摘がそのまま当てはまるのである。

友子同盟の情誼の中で、奉願帳を与えられ持参した梅吉は確かに二年余、友子仲間に生かされた。しかし、出身炭坑である伊岐須の高雄二坑を目前にして絶命し、安楽寺の過去帳に記載され、その人生を閉じたのである。

まとめに代えて

産炭地筑豊における友子制度は、幕末から明治中期にかけて発達した「納屋制度」の存在と密接な関連がある。納屋制度の担い手である納屋の経営を任された「頭領」の存在と「友子」の存在は、石炭採掘現場における高度な伝統的な技術の受容と活用という面では、相乗りし並立する面もある。そこで、残存する「頭領」の資料で検証したが、丹文吉（伊与新居郡出身）、佐々木三次郎（石見那賀郡出身）、白石喜助（伊与大洲出身）、島本喜一（伊与宇和島町出身）など、友子制度を熟知した地域から筑豊に入るか友子の本場から筑豊に来て炭坑の頭領になった人はいらぬが、自らが友子として筑豊に来て、頭領になった事例は確認できなかった。

また、長期雇用による擬似的親子関係による技術伝承と坑夫の徒弟的支配関係は、（排水の機械化の契機となった目尾炭坑のスペシャルポンプ導入から、筑豊の大勢は年内採掘が可能となったが）これ以降も離合集散が当たり前の筑豊地方の炭坑の日常性では長期間の炭坑への滞留はなじめず、友子制度という「親分（親職）／子分（子職）」の関係の存続は困難な面がある。したがって、前述した仮説で述べたように、炭坑現場を移動する時、師弟関係がそのまま持続されて、親分と子分が一緒に移動する事例が存在したことが考えられる。

しかし、今回検討した友子関連資料による対象時代に限って言えば、江戸時代以来の日本の伝統的技術伝承と自主的共済制度の両面を有する「友子制度」は、貝島のような容認意識の経営下に受け入れられた面もみられるが、筑豊全体としては、独特の社会風土を醸し出した炭坑社会（イシヤマ風）に一部伝承されながらも産炭地筑豊全体のうねり

に吸収されていき、制度としての友子は消滅の形になったのではと考えられる。ただし、第三章の五で紹介した黒田長太郎のように、他地区で友子になった坑夫が、筑豊各地で生き抜いた事例も存在した事実も視野に入れておく必要がある。

また、友子に流れていた相互扶助の気風は、筑豊の川筋気質の中に受け継がれ、炭坑社会での共同体的な助け合い精神を根幹とした生活、気風の中に伝承され生き続けたと言える。

【註】

- (一) 安蘇龍生二〇一一「筑豊の炭坑と「友子」の存在検証」『田川市石炭・歴史博物館報第四号』
- (二) 「筑豊石炭鉱業組合月報」第二〇号
- (三) 高野江基太郎一九〇八『日本炭礦誌』
- (四) 村串仁三郎一九八九『日本の伝統的労使関係』世界書院
- (五) 矢野牧夫一九八一「風土の根底から「ヤマ」の生活文化を考える」『夕張文化』二六、夕張市文化協会
- (六) 「坑夫」の表記は後年「鉱員」に改められたが、筆者は本論の年代幅から歴史的表記として「坑夫」を使用している。
- (七) 上野英信編一九七一『近代民衆の記録2 坑夫』三五七頁（「友子資料」）
- (八) 昭和五十七年度福岡県古文書等緊急調査報告書の「安楽寺文書目録」の中で明確に掲載されている
- (九) 註一文獻
- (一〇) 浪人とは就職口が不定で、他山に訪問してくる友子を指す

(一一) 現在の添田町にあった炭坑で、Bグループで訪問した峰地炭坑は後藤寺村にあり、同名であるが場所が異なる。どちらも蔵内次郎作経営。

(一二) 註七文獻二三七頁（「坑夫の生涯 永岡鶴藏著」）

(一三) その事例としては、明治二十七（一八九四）年五月、中央財界の原六郎が頭山満より大任炭坑を買収した際も、炭坑経営の人事については原は全面的に貝島に一任した事績もある。

(一四) 吉原鑛山「明治九年採掘出願、明治十一年許可あり。其の後、渋谷荒太郎氏事業に熱心、採鑛区拡張せる為、次第に銅の産額を増し、全盛の頃は一日六百斤、年平均二万九千斤の産出を見たることありしと云う。大正九年迄採鑛を継続したるも、目下は銅鑛少なく、中止の状態にあり（『企救郡誌』伊藤尾四郎編（昭和六年四月）」。※引用文中の漢字・仮名は筆者が現代用語に変換した

(一五) 田川市石炭・歴史博物館 田川市美術館二〇〇八『炭坑の語り部 山本作兵衛の世界』一三二頁

(一六) 兒玉音松一九〇二『筑豊鑛業頭領傳』

【参考文献】

村串仁三郎二〇〇六『大正昭和期の鉱夫同職組合「友子」制度と続・日本の伝統的労資関係』時潮社

※同書には「和田梅吉奉願帳」の詳細な検証と分析が掲載されている。また、村串氏は既に『経済志林』（第五八巻、一九九〇年）に同一内容の論文を發表している。

